

令和2年9月16日

都立墨田川高等学校校 保護者様へ

東京都立墨田川高等学校  
校長 寺島 雅夫

「多子世帯における都立学校授業料等支援事業」による授業料減免申請書類の配布について

令和2年7月以降の授業料において就学支援金の対象とならない世帯の方について「多子世帯における都立学校授業料等支援事業」の制度が開設されております。下記の条件を満たす世帯は、授業料が減額（2分の1）となる制度です。

**関係書類一式を当校経営企画室にて随時配布します。**申請をご希望の場合は、申請書類作成のうえ下記の期限までに提出願います。

なお、詳しいパンフレット（平成2年7月版）は、都立墨田川高校のホームページにも掲載しておりますので、ご参照ください。

記

## 1 申請条件（以下の基準を2つとも満たすこと）

- ① 所得制限（※）により就学支援金の対象外で7月以降授業料を支払う予定の世帯
- ② 23歳未満の子を3人以上扶養している（平成9年4月2日以降に生まれた子）  
上記①②を満たす世帯は、申請により令和2年7月から令和3年3月までの授業料を2分の1に減額いたします（所得制限はありません）。

（※）不申請の方（不申請意向確認書を提出された方）は、「（令和2年の区市町村民税の課税標準額）×6%－（区市町村民税の調整控除の額）」が30万4千2百円以上の世帯

## 2 提出書類

- ① 授業料減免申請書
- ② 扶養親族等状況届
- ③ 扶養する子の3人以上分の健康保険証のコピー

## 3 提出先

都立墨田川高等学校 経営企画室 窓口  
土日祝日を除く9時～4時30分まで

## 4 提出期限

**令和2年10月7日（水）**

※期限以降も随時受付は行いますが、7月に遡って適用できる期限です。

## 5 7月～3月分の授業料を既に支払った（口座から引き落とされた）方

本来、授業料につきましては、原則3月分まで一括にてお支払い（引落し）となりますが、すでに支払済みの方につきましては、本申請の決定後、還付の手続きにより返金させていただきます。その場合は改めて通知いたします。

ご不明な点等がありましたら、以下までお問い合わせください。

東京都立墨田川高等学校  
経営企画室 授業料担当 中島  
電話03-3611-2125